

問3 森林税を活用した取組について

森林税は現在、以下のような森林づくりに関する取組に活用されています。
あなたが**大切だと思**う取組を、次の中から**3つまで**お選びください。

- ① 手入れの遅れている森林の間伐
- ② 間伐に必要な森林所有者の同意のとりまとめ、森林の境界を明らかにする作業
- ③ 間伐を中心となって行う技術者の養成
- ④ 市町村独自の森林づくりの取組に対する支援
- ⑤ 地域の木材の利用を促進する取組
- ⑥ 森林税の使い方について意見をいただく会議の開催、森林税のPR
- ⑦ 森林や木材について学ぶ活動への支援
- ⑧ 森林づくりを通じた企業と地域との交流の促進
- ⑨ 間伐や木材利用がどれだけ地球温暖化防止に役立つかを、分かりやすく評価する取組
- ⑩ 大切な取組はない
- ⑪ わからない



問4へ

(取組内容の詳細については、別紙『「長野県森林づくり県民税」の取組』裏面をご覧ください)

問8 森林税を継続した場合の取組について

仮に森林税を継続する場合、あなたが森林税を活用すべきだと考える**今後の新たな取組内容は何ですか？** 次の中から**3つまで**お選びください。

(県産の木材をできるだけ活用し、県民が木材を安価に利用しやすくするための取組)

- ① 間伐の作業や、伐採された木を運ぶために必要な、作業道や林業機械などの基盤整備
- ② 伐採された木材を、森林から加工施設まで運搬する作業への支援
- ③ 森林から運び出された丸太を、木材に加工する施設の整備

(生活の中の様々な場面で、あたりまえに木がある暮らしに向けての取組)

- ④ 木造住宅の建築など、県産の木材を使うことへの支援、PRの実施
- ⑤ エネルギー利用など、新たな分野への木材の利用拡大

(安心して暮らせる地域をつくり、守っていくための取組)

- ⑥ 林業の新たな担い手の育成
- ⑦ ニホンジカなどの野生動物、松くい虫などの害虫による、森林や農作物被害への対策

(県民が主体的に行う森林づくりを支援するための取組)

- ⑧ 公募制による県民などが提案する森林づくりの取組の支援

(その他)

- ⑨ その他（具体的にお書きください： _____)
- ⑩ 新たに取り組むべき内容はない
- ⑪ わからない



問9へ